

令和5年度土佐和紙商品開発支援事業委託業務仕様書

1 業務名

令和5年度土佐和紙商品開発支援事業委託業務

2 目的

土佐和紙を取り巻く現状は、昨今の生活様式の変化に伴い、和紙の主要な用途であった障子紙や表具用紙（和紙を素材として扱う商品）などの需要減により、厳しい状況に直面している。

このような状況を打開するためには、「素材」である和紙が「魅力的な商品」として生産、販売されることが必要であるが、個々の土佐和紙生産事業者が小規模であるため、個人で新たな取り組みを行うことが難しい。

そこで、高知県の土佐和紙生産事業者（以下「和紙生産者」という。）と商品のデザインや制作、販売等を行っている個人事業者や企業等（以下「クリエイター等」という。）とのマッチングの機会を創出する。

さらに、和紙生産者とクリエイター等との共働を支援し、新たなアイデアを取り入れた魅力的な土佐和紙の商品化を推進し、土佐和紙の需要を拡大するとともに、和紙生産者とクリエイター等との関係の構築を図る。

3 業務の内容

（1）和紙生産者の募集

【概要】クリエイター等との協業へ意欲的な和紙生産者を募集する

- a. 委託者と協議のうえ、和紙生産者向けの募集要領を作成すること。
- b. 本事業に参加する和紙生産者を5者以上確保すること。

（2）土佐和紙情報発信（及びクリエイター募集）

【概要】県内外からクリエイター等を募るために、自社のリソースを活用し、情報発信を行う。

（ア）情報発信について

- a. 本事業の企画内容及び土佐和紙の特性や魅力を伝える方法を提案し、実施すること。
- b. 情報発信にポータルサイト、webメディア等の自社のリソースを活用すること。

（イ）クリエイター等の募集について

次のa～cをふまえて、自社のネットワークも活用しクリエイター等を募集すること。

- a. デザインだけでなく、商品開発（加工含む）までができるクリエイター等であること。
- b. 少なくとも1回以上の産地訪問が可能で、和紙生産者と密なコミュニケーションが取れるクリエイター等であること。
- c. 共同開発した商品をクリエイター等が販売することが可能であること。また、希望があれば和紙生産者側でも当該商品を販売することに合意できること。

（3）クリエイター等選考について

【概要】クリエイター等から商品開発のアイデアを募り、選考する。

（ア）クリエイター等選考

次のa～cをふまえてクリエイター等を選考すること。

- a. 選考に参加するクリエイター等には、作品アイデアの提出を必須とする。
作品アイデアの募集・選考の仕方は、委託者へ提案すること。
- b. 提出された作品の中から、委託者と協議のうえ、クリエイター等を5者以上選考する。

また、必要に応じて、クリエイター等選考過程で(1)で募集した和紙生産者とも協議を行うこと。

c. 和紙生産者1者につき、選定したクリエイター等1者以上をマッチングすること。

(4) 商品開発の進行管理

【概要】商品開発を進めるために、和紙生産者やクリエイター等との連絡調整など、必要なサポートを行うこと。

a. クリエイター等が産地訪問を1回以上実施できるように日程等を調整すること。

産地訪問における旅費（交通費、宿泊費）は本委託料内で負担するものとする。

b. 商品開発が円滑に進むよう、クリエイター等と和紙生産者双方へ必要な助言や打ち合わせ等の調整を行う。

(5) その他

(ア) (4) 商品開発の進行管理において、必要に応じて、自社のノウハウを活用し、商品完成後を想定した支援を行う。

(イ) (1)～(4)に記載する項目のほか、必要となる業務を委託者と相談のうえ実施すること。

4 成果品

(1) 業務全体の実施報告書

(2) クリエイター等作品アイデアの報告書（集まった作品アイデアを別冊でまとめたもの）

5 留意事項

(1) 受託者は本業務を実施するにあたっては、委託者と十分な調整を行うこと。

(2) 本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対し、業務の進捗状況について報告を求められることができる。

(3) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めない事項については、必要に応じて、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。

(4) この仕様書に定める事項は、契約締結後、契約額の範囲内で変更する場合がある。